

「安中市動物の愛護及び管理に関する条例」 が制定されました！



問い合わせ
市民環境部環境政策課環境推進係
TEL027-382-1111(内線1882)

「安中市動物の愛護及び管理に関する条例」とは？

令和5年6月に宣言した「あんなか5つのゼロ宣言プラスわん」の宣言6にある「犬猫の殺処分ゼロ」を目指すとともに、動物愛護行政を取り巻く昨今の諸問題を踏まえて、人と動物との共生社会の実現に向けた理念を明確にし、適正飼育、殺処分ゼロを推進するため、市や飼い主の役割等遵守事項を定める条例です。



「安中市動物の愛護及び管理に関する条例」

●市の責務(第3条・第5条・第12条)

- ①動物の適正な飼養に関する知識の普及・啓発。
- ②飼い主に対する指導・助言。

●市民等の役割(第4条)

- ①動物愛護に努める。
- ②市が実施する動物愛護施策に協力する。

●飼い主の責務・遵守事項(第6条～第9条)

- ①動物の疫病予防、日常の健康管理、飼い主を特定できる措置、飼育施設の規模・状況に応じた飼育頭数の管理、屋内飼育の励行など。

●災害時における動物の飼養(第11条)

- ①飼い主は、日頃から災害時の動物の飼養に備えた準備をし、災害時には責任を持った飼養に努める。



「安中市動物の愛護及び管理に関する条例」

義務規定もあることから、周知期間を半年間とし、施行日は令和7年4月1日です。

動物愛護の基本は、人の命と同じように動物の命について尊厳を守ることにあります。

動物の愛護と適正な飼育への関心と理解を深めていきます。

